

課題1 (必須)

地方分権一括法(平成11年7月16日法律第87号)は、国と地方が対等で水平的な役割分担の関係にあるとの新たな地方自治の理念を示した。すなわち、従来の機関委任事務に代表される国の地方に対する過剰な関与や、一般的には国からの補助金を通じて地方公共団体に特定の行政施策を押し付けることは望ましいものではないとする仕組みに変わった。

この度、あなたが仕えている国会議員が再選を目指して地元の小選挙区から立候補することになり、あなたは政策担当秘書として、立候補者が地元有権者に訴えかける演説草稿の骨子を作成することになったとする。

まず、①わが国がかかえる課題のうち最も重要なものを3つ挙げ、その解決のための方向性を指摘しなさい。次に、立候補する②選挙区の特性を想定(あなた自身の生まれ育った地域でも、その他の地域でもよい。具体的な地域特性が押さえられていれば、必ずしも具体的な地名をあげる必要はない。)した上で、上記の③地方自治の理念を分析しつつ、④想定した選挙区コミュニティの近未来イメージにふれて、①で取りあげた3課題と関連させて、⑤国政にふさわしい視野と見識がうかがえる、当該選挙区立候補者にふさわしい演説草稿の骨子を作成しなさい。

なお、下線を付した①から⑤の論点のすべてについて論じなさい。

出題の趣旨

本問は、地方分権一括法により、国と地方の関わり方の仕組みが変わったことを踏まえ、再選を目指す国会議員のために、演説草稿の骨子を作成する問題である。5つの論点を示し、そのすべてについて論じることを求めている。

国会議員の政策担当秘書は、高度な企画力・分析力・構成力を必要とする。そのうち、立法作業を補佐する能力が重要な位置を占め、最近では国会議員が選挙区から立候補する際、対立政党、対立候補との政策上の差別化を図るため「マニフェスト」の作成を支援することも職務の一環に含まれる。それだけにとどまらず、多数の選挙区有権者に対して、仕える国会議員の政治信条やマニフェストに連なる内容を持ち、論理と条理を尽くして語りかける演説草稿の執筆もまた政策担当秘書の大切な仕事であると考えられる。

本問の出題の意図は、地方分権改革によって国と地方との関係が大きく変化した中で、仕える国会議員が地元選挙区の有権者から支持を得られる内容を備えた演説草稿を準備できる能力を備えているかどうかを試そうとするところにある。

課題2 (選択)

故小渕首相の私的諮問機関である「21世紀日本の構想」懇談会は、その最終報告書(2000年1月)で、「グローバル化に積極的に対応し、日本の活力を維持していくためには、21世紀には、多くの外国人が普通に、快適に日本で暮らせる総合的な環境を作ることが不可避である。一言で言えば、外国人が日本に住み、働いてみたいと思うような「移民政策」をつくることである。」と提言している。

この提言の背景には、先進国においては経済のグローバル化の進展に伴い、モノ、カネ、情報にとどまらず、ヒトの国際移動の活発化にいかに対応するかが重要な政策課題となっているという事情がある。さらに、わが国では、少子・高齢化に起因する労働人口の減少による経済活動の水準低下が危惧されることから、外国人労働者の受け入れではなく、大規模な「移民」の受け入れ体制の整備が必要であるとの主張がある。しかし、これまでに外国人登録者および外国人労働者の増加に伴う諸問題も多く発生していることも否めない。

まず、わが国におけるこれまでの外国人登録者および外国人労働者の増加に伴う諸問題を整理しなさい。さらに、移民政策を導入するとした場合、移民政策の対応策を諸外国の例を参考にしながら検討した上で、移民政策の是非を論じなさい。

資料1

外国人雇用事業所及び外国人労働者数の推移(直接雇用、間接雇用)

単位: 所, 人

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
直接雇用	事業所	14,053	15,702	16,948	17,367	17,571	18,484	19,197	20,642	22,127	25,106
	外国人労働者	103,044	113,961	114,753	115,038	120,484	130,440	141,285	157,247	179,966	198,380
間接雇用	事業所	2,918	3,529	3,729	3,677	3,854	3,935	3,972	4,655	5,135	5,889
	外国人労働者	51,739	71,253	75,061	76,434	86,609	91,367	86,699	116,898	132,436	144,891

(注) 間接雇用については、直接雇用と間接雇用の双方の形態を有する事業所と間接雇用のみの事業所が含まれるため、直接雇用事業所数と間接雇用事業所数の合計と報告事業所数とは一致しない。

【用語の解説】

1 雇用形態について

- (1) 直接雇用 ~ 事業所において直接雇用契約を交わして労働者を雇っている場合のこと。
- (2) 間接雇用 ~ 直接雇用以外の形態で、労働者派遣、請負等により事業所内で就労している場合のこと。

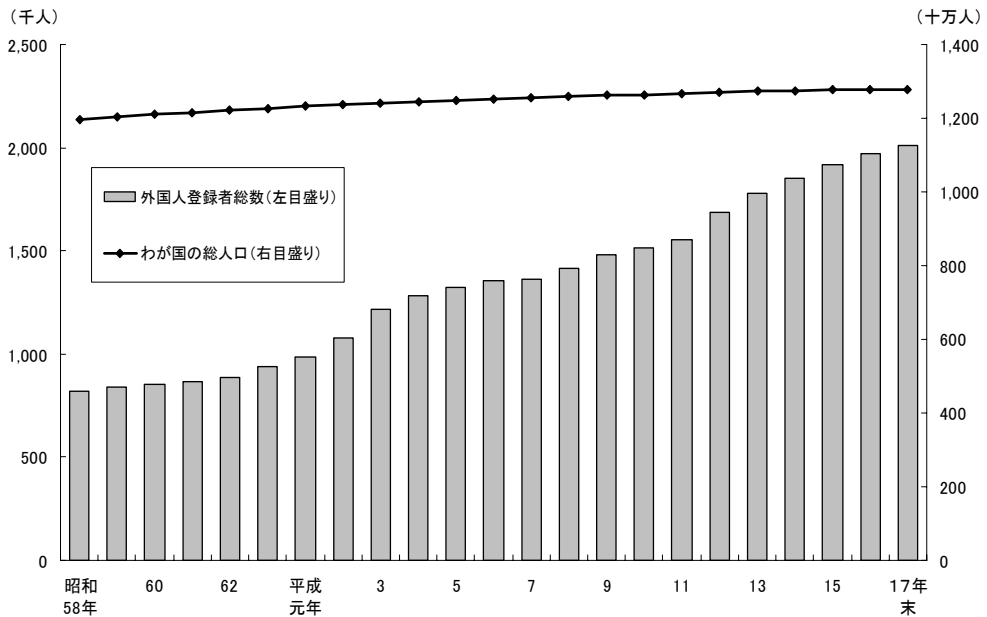
2 在留資格について

専門的、技術的分野で就労可能な在留資格 ~ 教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能の在留資格。

出典: 厚生労働省「外国人雇用状況報告」(平成17年6月1日現在)

資料 2

外国人登録者総数・我が国の総人口の推移



出典：「平成 17 年末現在における外国人登録者統計について」
 (平成 18 年 5 月法務省入国管理局)

出題の趣旨

本問は、人口減少社会という新たな段階に入ったわが国にとって、数少ない、具体的な選択肢である移民政策の導入の是非を問う問題である。外国人労働者の増加に伴う諸問題を整理し、諸外国の例を参考にしながら対応策を検討した上で是非を論じることを求めている。

戦後、わが国では人口構造が劇的に変化した。これまでの経済運営・社会諸制度は人口が毎年増加することを前提に組み立てられていた。しかし、いよいよ日本は人口減少社会に突入することになった。問題は、人口が減少する社会をどのような思想に立ちどのような制度で運営すればよいのか、という根本問題の解決の糸口すらみえていないことである。

今後、大きな変化がない限り、出生率が大きく反転することは考えられず、労働力人口、特に若年労働力の減少は避けられない。さらに、事態の深刻さを反映して、この人口減少や労働力不足の対応策として、外国人労働者ではなく、移民の導入を推奨する議論が提出されている。

わが国では、「基本的には、母国に帰ることを前提として働く外国人労働者」ではなく、「最初からその国の国民になることを念頭においた外国人」を受け入れる、いわゆる移

民政策は、現在のところ正式には導入されていない。

本問の意図は、労働力不足という経済問題にとどまらず、外国人のわが国社会への統合問題に関連するあらゆる問題を考量することが求められる移民政策の導入の是非を考えることで、人口減少社会に直面するわが国における根本的な問題の所在とその対応策についての見識、および新たな課題の政策立案と政策論争の資質を問うところにある。また、過去に事例のない新規の政策であり、極めて長期的な洞察力を必要とするという意味で、受験者の政策立案能力を測るものである。

課題3 (選択)

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)が成立してすでに7年が経過しているが、男女の社会的な性別(ジェンダー)をどのように評価するかについての議論が絶えない。

この間、女性の雇用拡大や社会進出は徐々に進展しているが、企業の管理職や国会・地方議員に占める女性の割合などは依然として低く、また、雇用に占める非正規雇用の割合は女性の方が極めて高いなど、社会的地位には大きな格差が残っていると考えられる。

このような格差の背景の一つとして、「男らしさとか女らしさ、こういうことでもってパターン化してしまうということは、これは一人一人の個性と能力を十分に発揮することは時としてはできなくなるというような環境を作ってしまうというおそれ」(男女共同参画担当大臣答弁、参議院内閣委員会平成14年11月12日)が指摘できる。また、「男の子らしさ、女の子らしさを強調し過ぎる余り、子供たちの本来持っている固有な個性や才能、これを狭めてはならぬというところに本来の趣旨がある」(男女共同参画担当副大臣答弁、同)とされる男女共同参画社会に関わる教育が適切に行われていない場合がある。

そこでまず、上に示されている「個性と能力を十分発揮できない環境」や「個性や才能を狭める教育」に当てはまる事例を挙げつつ、この基本法が精神が現在どのくらい定着しているかを評価しなさい。そして、それを踏まえて、男女が個人としてその能力を最大限発揮しうる社会を実現するための長期的かつ具体的な施策を提案し、どのような効果が期待できるかについて、その可能性を含めて論じなさい。

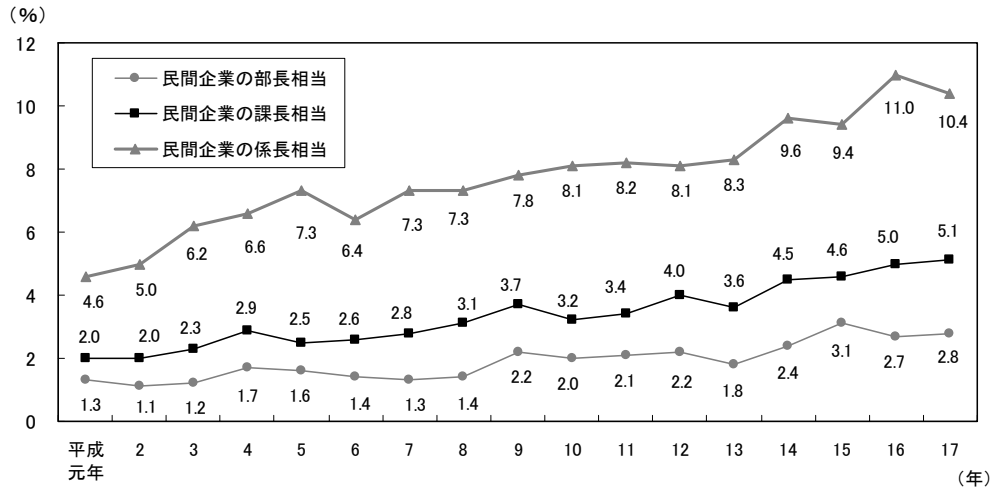
資料1

男女共同参画社会基本法

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

資料 2

役職別管理職に占める女性割合の推移

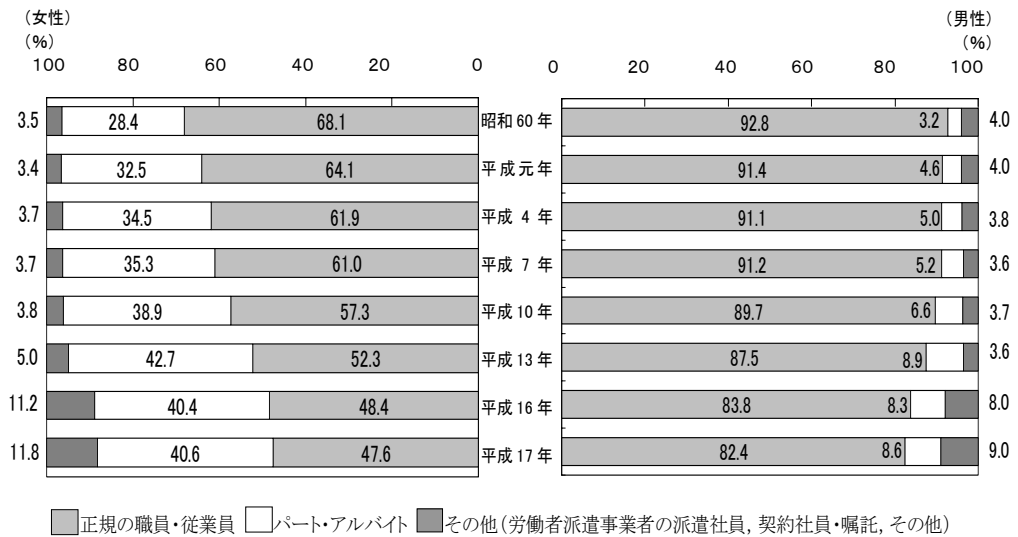


(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

出典：内閣府「平成 18 年版 男女共同参画白書」

資料 3

雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移



■正規の職員・従業員 □パート・アルバイト ■その他(労働者派遣事業者の派遣社員, 契約社員・嘱託, その他)

(備考) 昭和 60 年から平成 13 年は、総務省「労働力調査特別調査」(各年 2 月)より、16, 17 年は「労働力調査(詳細結果)」より作成。

出典：内閣府「平成 18 年版 男女共同参画白書」

出題の趣旨

本問は、男女共同参画社会形成について論じる問題である。事例を挙げつつ、男女共同参画社会基本法がどの程度定着しているかを評価し、その上で、長期的かつ具体的な施策を提案、どのような効果が期待できるかの可能性を含めて論じることを求めている。

現在、男女共同参画社会の実現については、その必要性が政治的に合意されており、理念の上で異論はほとんどない。また、男女共同参画社会の実現に向けた教育の必要性については、一貫した政府答弁がなされている。それゆえ、本問は、本来、具体的でかつ政策技術的な議論に終始すべき課題である。

しかし、自然的性別の問題を教育する性教育とともに男女の社会的性差についての教育は、男女共同参画社会という理念を維持しながら、イデオロギー的な争点化が行われ、「ジェンダー・フリー教育」という象徴的な言葉が政治的な対立を引き起こした。このため、教育現場においては、具体的な対応の模索が公に行われていないという状況が続いている。

そういった状況の理由の一つは、男女共同参画社会について、政府答弁や国会の議論において、教育の理念については一貫しているものの、高度に抽象的で、かつ、「男の子らしさ、女の子らしさを強調するあまり個々の能力の発達を妨げないように」という「何々をしてはならない」ということは示しても、「何々をしよう」といった政策提言が欠如し、具体的な方策が教育現場に丸投げされてしまっていることにあると思われる。その意味では、冷静な政策論争が十分になされていないといえよう。

こういったややもすれば誤解を生み、不必要なイデオロギー対立に巻き込まれがちな課題について、共通理解されている理念を土台に、日本の文化と新たな理念の緊張関係に正面から取り組み、技術的、具体的な要素を踏まえた政策立案と政策論争を行う能力を問うものであり、受験者の資質を問う問題である。